

建築協定とは



目的

-住民自らルールを作り、守っていきます-

地域の魅力ある街並みや住環境を保全していくため、都市計画法や建築基準法による基本的ルールを補完し、地区の特性に合ったきめ細かなまちづくりを進める制度です。

概要

- ・地域の方全員が合意し、市長が認可します。
- ・ルールは地元でつくる建築協定運営委員会で守っていきます。
- ・建築協定の有効期限は任意（一般には10年）で定められます。

建築協定の効力

-土地の所有者が変わっても約束が引き継がれます-

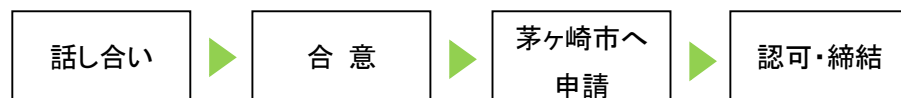
協定を結んだ土地が売却等され、別の方が権利を取得した場合でも、協定の内容が引き継がれることになります。

（一般の協定では、土地の所有者が変わった場合にはその効力が及びません。）

要件・運営

- ・土地所有者等の全員の合意が必要です。
- ・協定者により組織された協定運営委員会等によって協議・審査します。
- ・違反者に対しては、協定運営委員会等が是正措置等を要求します。

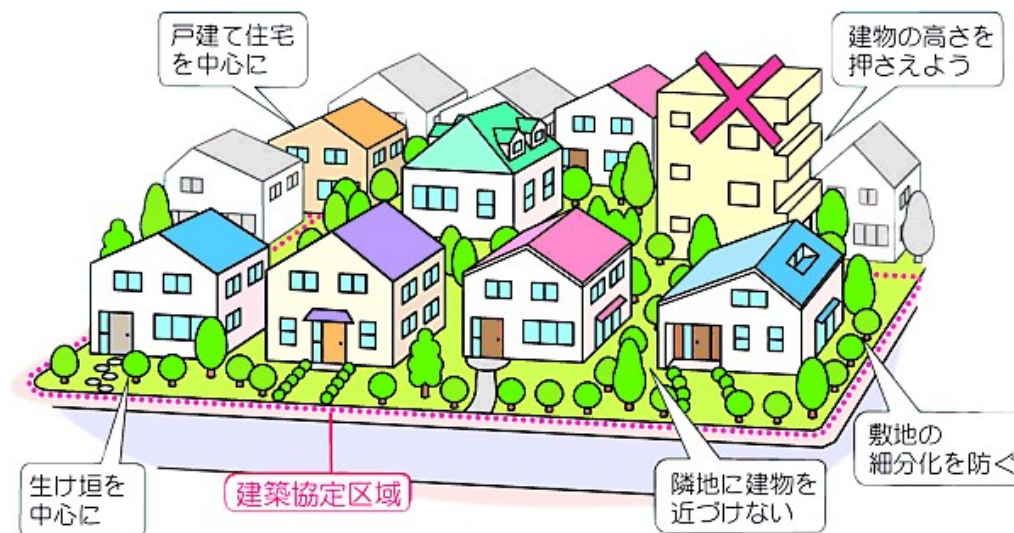
建築協定導入の流れ



決められる項目

-決められるのは建築物に関すること-

- ・敷地の面積（分割の禁止を含む）
- ・地盤面の変更禁止
- ・建築物の用途
- ・建築物の規模（建蔽率・容積率・高さ・階数）
- ・建築物の位置（外壁の後退距離）
- ・建築物の形態・デザイン
- ・建築設備
- ・垣・柵の構造 等



☆問い合わせ窓口☆ 建築指導課(12番窓口)

建築協定一覧



茅ヶ崎市では、14か所で建築協定が認定されています。

・良好な住環境の保全を目的とした建築協定

- 湘南ライフタウンF地区建築協定（堤）
- 湘南ライフタウンB地区茅ヶ崎地区建築協定（堤）
- 茅ヶ崎分譲住宅建築協定（高田三丁目）
- 野村松が丘分譲地建築協定（松が丘二丁目）
- 茅ヶ崎浜之郷地区東急分譲住宅団地建築協定（浜之郷）
- 茅ヶ崎下町屋地区東急分譲住宅団地建築協定（下町屋三丁目）
- 湘南茅ヶ崎建築協定（今宿）
- 湘南ライフタウンやよい会自治会茅ヶ崎地区建築協定（堤）
- 茅ヶ崎緑が浜住宅地建築協定（緑が浜）
- 湘南ライフタウン睦自治会茅ヶ崎地区建築協定（堤）
- 茅ヶ崎ショクサンビラ建築協定（室田二丁目）
- 柳島地区建築協定（柳島二丁目）
- 茅ヶ崎松林住宅地建築協定（松林一丁目）
- SILVER FOREST Chigasaki建築協定（萩園）



各建築協定の詳細内容や手続き方法については、
建築指導課窓口にて協定委員長の連絡先を確認して直接お問い合わせください。

＊ 協定書の写しは「都市づくり地理情報システム」(GIS)で閲覧・取得(1通100円)できます。